

石炭関連業務及び地熱開発業務の一部移管に伴う  
N E D O 中期目標・中期計画等の変更について

1. 変更理由

今般、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針独法業務見直し」（平成 22 年の 12 月閣議決定）を踏まえ、資源開発業務の一元化を図り効率的な資源開発体制を整備する観点から、現在、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「N E D O」という。）で実施している、①石炭資源開発、②石炭経過業務及び③地熱資源調査業務を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「J O G M E C」という。）へ移管することを決定し、関係法令を下記のように改正する※。

- (1) 石炭資源開発業務を規定している N E D O 法 15 条 1 項 7 号を削除。
- (2) 石炭経過業務を規定している N E D O 法附則 12 条及び 13 条を削除。
- (3) 地熱関連業務を規定している非化石法 11 条から地熱探査及び調査に係るものを除く書きぶりに変更。（地熱調査業務を規定している同条 3 号を「発電の利用に関する調査」に内容変更等。）
- (4) 改正法の施行期日については、石炭資源開発及び地熱資源調査業務が法施行の日から 3 ヶ月以内で政令で定める日（早ければ、平成 24 年 4 月 1 日を予定）、石炭経過業務については平成 25 年 4 月 1 日。

これに伴い、①石炭資源開発及び③地熱資源調査業務が平成 24 年度中、また、②石炭経過業務が平成 25 年度から J O G M E C へ移管されることから、現行の中期目標、中期計画及び業務方法書においても、当該業務移管の内容を反映すべく所要の変更を行うもの。

なお、石炭経過業務は平成 25 年度から移管となることから、次期中期目標、中期計画において業務削除となるため今回の変更には盛り込まない。

## 2. 具体的内容

### (1) 中期目標、中期計画

①石炭資源開発及び③地熱資源調査業務については、移管されるまでの間は引き続きNEDOにおいて実施されるため、その根拠となる現在の記載内容については現行のままとし、改正法が施行された後は同業務はJOGMECにおいて実施する旨の記述を（別紙）のとおり追加する。

### (2) 業務方法書

NEDO法15条7号（石炭資源開発を規定する条項）が削除されること等に伴い、業務方法書において、それらに対応するための技術的修正等を実施する。

## 3. 業務移管に係る手続きスケジュール

2月10日	改正法案の閣議決定。今国会に提出済み。
2月15日	JOGMEC部会にて審議
2月20日	NEDO部会にて審議
2月23日	独立行政法人評価委員会にて審議
3月末	中期目標変更指示、中期計画変更大臣認可。 (※ 法案が成立していることが前提。)

4月1日(予定) 石炭資源開発、地熱資源調査業務をJOGMECへ移管。

25年4月1日 石炭経過業務をJOGMECへ移管。

## <中期目標>

### 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### (2) 新エネルギー・省エネルギー関連業務等

の文末に以下の文言を追記する。

なお、新エネルギー・省エネルギー関連業務等のうち、「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成●年法律第●号。)(以下「備蓄法等一部改正法」という。)」附則第5条に規定された業務については、同法の施行日以降、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「JOGMEC」という。)が実施する。

### 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### (2) 新エネルギー・省エネルギー関連業務等

#### <6> 石炭資源開発分野

の文末に以下の文言を追記する。

なお、石炭資源開発分野については、「備蓄法等一部改正法」の施行日以降、JOGMECが実施する。

## <中期計画>

### 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

#### (2) 新エネルギー・省エネルギー関連業務等

の文末に以下の文言を追記。

なお、新エネルギー・省エネルギー関連業務等のうち、「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成●年法律第●号。)(以下「備蓄法等一部改正法」という。)」附則第5条に規定された業務については、同法の施行日以降、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「JOGMEC」という。)が実施する。

### 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

#### (2) 新エネルギー・省エネルギー関連業務等

#### <6> 石炭資源開発分野

の文末に以下の文言を追記する。

なお、石炭資源開発分野については、「備蓄法等一部改正法」法の施行日以降、JOGMECが実施する。

## ○参考

### ■新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）

#### 【現行】

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 （略）

七 次に掲げる石炭に関する業務を行うこと。

イ 海外における石炭の探鉱又は海外における石炭資源の開発に必要な調査に要する資金に充てるための補助金の交付

ロ 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査その他の石炭の安定的な供給の確保に資する情報の収集及び提供並びに石炭の生産に必要な技術に関する指導

八～十四 （略）

2 （略）

附則

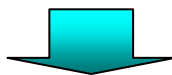
（石炭経過業務）

第十二条 機構は、当分の間、第十五条に規定する業務のほか、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号。以下「整備法」とう。）附則第三条第一項から第三項まで・・・（中略）・・・を行うことができる。

第十三条 機構は、石炭経過勘定において・・・（中略）・・・国庫に納付しなければならない。

一～二 （略）

2～5 （略）



#### 【改正後】

第十五条 機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 （略）

（削除）

七～十三 （略）

2 （略）

附則

第十二条及び第十三条 削除

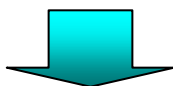
## ■非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和55年法律第71号）

### 【現 行】

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務)

第十一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するため、次の業務を行う。

- 一 (略)
- 二 非化石エネルギーに関する情報の収集及び提供並びに非化石エネルギー技術に関する指導を行うこと。
- 三 地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地質構造(熱源の状況を含む。)等の調査を行うこと。
- 四 (略)



### 【改正後】

第十一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するため、次の業務を行う。

- 一 (略)
- 二 非化石エネルギーに関する情報の収集及び提供並びに非化石エネルギー技術に関する指導を行うこと (地熱の探査及び地熱資源の開発に係るものを除く。)。
- 三 地熱を発電に利用するために必要な調査を行うこと。
- 四 (略)

## ■「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(抄)

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の権利及び義務の承継等)

### 附則第5条

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時に於いて現に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「開発機構」という。)が有する権利及び義務であつて、附則第十九条の規定による改正前の開発機構法(以下「開発機構法」という。)第十五条第一項第七号及び第十一号(非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第十一条第二号(地熱の探査及び地熱資源の開発に係る部分に限る。))及び第三号(地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地質構造(熱源の状況を含む。))の調査に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に掲げる業務(当該業務に附帯する業務を含む。))に係るものは、そのときに於いて、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い機構が承継する。

2～6 (略)

### 附則第6条

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の時に於いて現に開発機構が有する権利及び義務であつて、旧開発機構法附則第十二条第一項に規定する業務に係るものは、そのときに於いて、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い機構が承継する。

2～6 (略)

## ○参照条文

独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）（抄）

最終改正：平成二二年一二月三日法律第六一号

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。